

色彩景観基準

- (1) 建築物及び工作物の外観における基調となる色彩の範囲は『札幌の景観色70色』（マンセル値を参考）とその近似色とする。ただし、れんがや札幌軟石などの素材、使用規模等により景観形成上の支障がないと認められる場合、または道路交通法等の他法令に基準のある場合は、この限りでない。
- (2) 計画建築物等の両側を意識した「向こう三軒両隣」の考え方に基づき、周辺建築物等との調和に努めるとともに、特別な事情がない限り、同じ印象になるよう、または調和して見えるよう計画する。
- (3) 色彩計画にあたっては次の考え方を基本に行う。
 - ① 計画地が建築物等の密集地である場合は、周辺に圧迫感を与えないよう、また、計画建築物等の向いている方角を考慮する。
 - ② 計画地が郊外である場合は、その土地の自然環境に見られる色(木の幹、土の色、石の色など)の類似色を選ぶことも考えられる。
 - ③ 計画建築物等の配色を考える場合は、街並みの連続性に配慮するとともに、アクセントカラーを用いるときは低層部分又は面積を抑えた効果的な使い方とする。
 - ④ 橋りょう、高架橋、擁壁などの大規模な水平工作物は、周りとの調和に配慮する。
 - ⑤ 鉄塔、煙突などの大規模な垂直工作物は、周囲環境と同化させる。
- (4) 札幌の景観色70色（次頁カラーチャート参照）

札幌の景観色70色 色彩景観基準運用指針(抜粋)

計画建築物等の配色を考える

● 建物のカラーコンビネーションテクニック【→図4、図5】

- ・ 建物の高層部の色は、高明度・低彩度にして圧迫感を軽減する。【→カラーチャートA~D】
- ・ アクセントカラーは、低層部（3階程度の高さ）までとする。【→カラーチャートE~G】
- ・ 縦方向のアクセントカラーは、建物側面積の20%程度とする。【→カラーチャートE~G】
- ・ 街並みの連続性に配慮する。

● 橋梁、高架橋、擁壁などの構造物

- ・ 周りとの調和に配慮する。
- ・ 中明度・低彩度にする。【→カラーチャートB~D】
- ・ 無彩色の白に近づける。【→カラーチャートA~B】
- ・ 薄い色味を使用する。

● 鉄塔、煙突などの構造物

- ・ 中明度の無彩色（グレー）を使い、周囲と同化させる。
- ・ 中間部・上部は無彩色の白に近づけるか、空の色と同化させて存在感を無くする。
- ・ 円筒形や四角錐等は無彩色に近い色を使い、周辺環境と同化させる。

※航空法第51条及び第51条の2等関係規定は除く（赤白表示等）

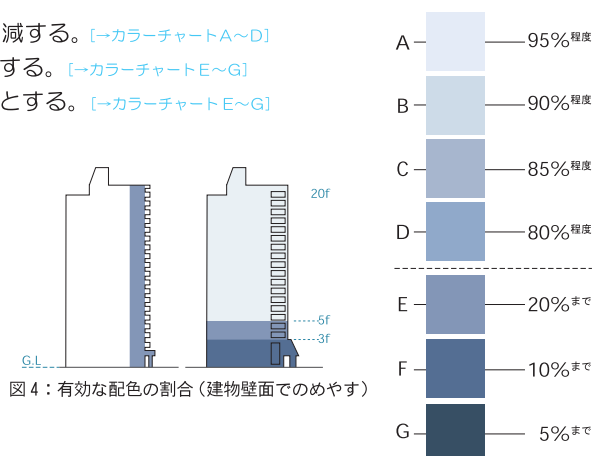


図4：有効な配色の割合（建物壁面でのめやす）

図5：各色の全体に対する使用面積のめやす（タテ第7列の場合）【→カラーチャート】

カラーチャート

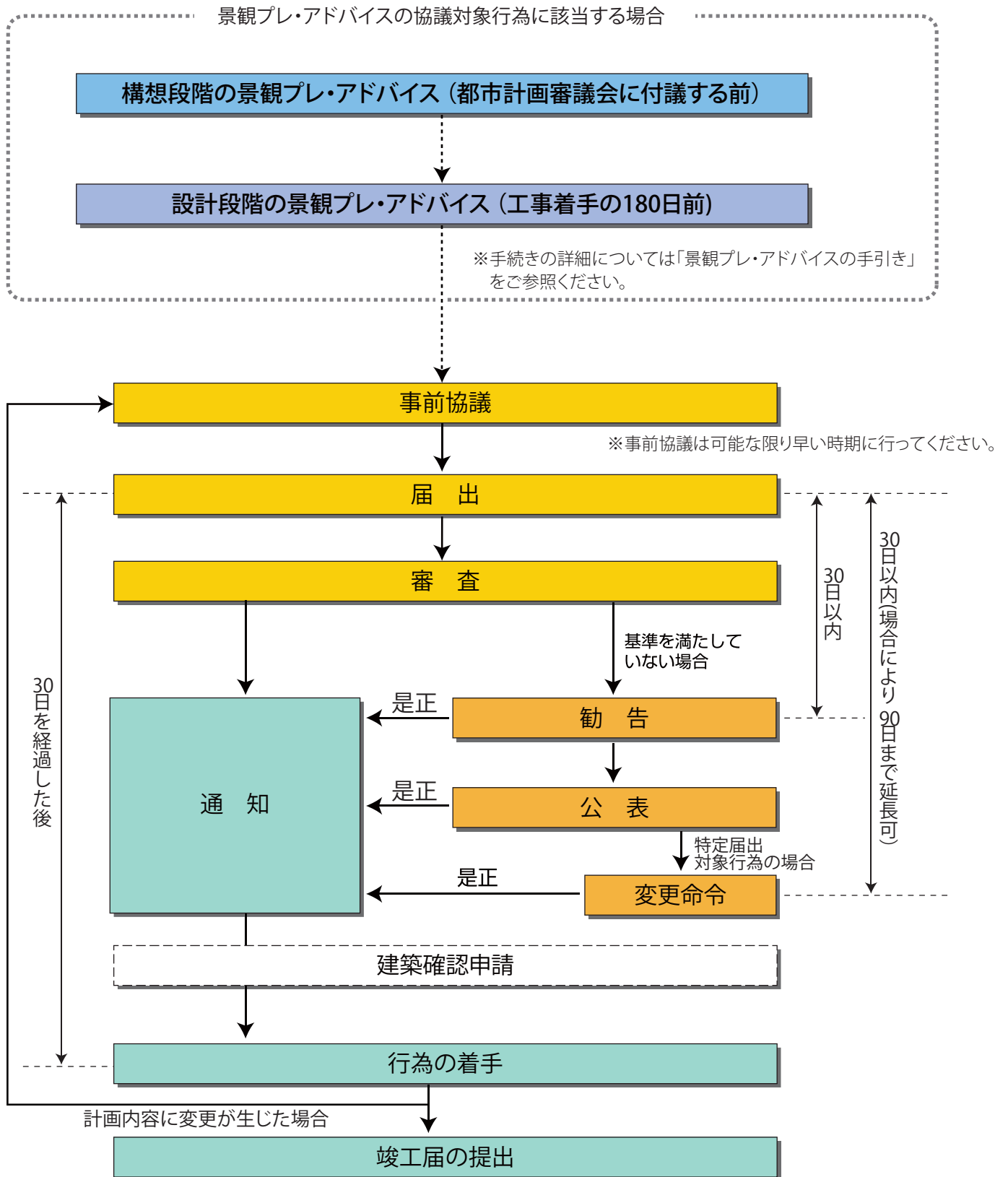
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
A 95%	0RP 9.0/0.8 Vp-1 tone 薄桜 うすざくら	2.5YR 9.0/0.5 Vp-1 tone 雪灯 ゆきあかり	10YR 9.0/0.5 Vp-1 tone 乳白 ミルクースノー	5GY 9.0/0.5 Vp-1 tone 鈴蘭 すずらん	10G 9.0/0.8 Vp-1 tone 陽光白 シャニンホクソウ	5BG 8.5/1.0 Vp-1 tone 氷白 アイスグリーン	7.5PB 9.0/2.0 Vp-2 tone 氷柱 つらら	2.5P 9.0/2.0 Vp-2 tone 雪花 せっか	10B 9.0/1.5 Vp-1 tone 水晶白 クリスタルホワイト	N9
B 90%	5RP 8.5/0.5 Vp-1 tone 綿毛 わたげ	5YR 8.5/0.5 Vp-1 tone 百合が原 ゆりがはら	7.5Y 8.5/1.0 Vp-1 tone 白樺 しらば	5GY 8.5/1.5 Lgr-1 tone 菫の葉 ふきのとう	7.5G 8.0/2.0 Lgr-1 tone 水雨 みさめ	5BG 8.0/2.0 Lgr-1 tone 雪まつり ゆきまつり	6PB 8.5/2.0 Lgr-1 tone 雪虫 ゆきむし	5RP 8.0/1.5 Lgr-1 tone リラ霞 りらかずみ	10B 8.0/1.5 Vp-1 tone 凍白 とうはく	PBN8.5
C 85%	10R 8.0/1.0 Lgr-1 tone 白茶 しらちや	7.5YR 7.5/1.0 Lgr-1 tone 雪消水 ゆきけみず	5Y 8.0/2.0 Lgr-1 tone 札幌玉葱 さっぽろたまねぎ	5GY 8.0/2.0 Lgr-1 tone キャベツ きゃべつ	5G 7.0/2.0 Lgr-2 tone 創成柳 そらせいやなぎ	5BG 7.0/2.0 Lgr-2 tone 樹氷 じゆひよう	6PB 7.0/2.0 Lgr-1 tone 雪影 ゆきかげ	5RP 7.0/2.0 Lgr-2 tone ライラック らいらく	2.5B 7.0/2.0 Lgr-2 tone 薄氷 うすこおり	PBN7.5
D 80%	10R 7.0/1.5 Lgr-2 tone カフエ・オーレ かふえ・おーれ	1Y 7.0/1.5 Lgr-2 tone ベージュ べーじゅ	7.5Y 7.5/3.0 Lgr-1 tone 薄 すすき	5GY 6.5/2.0 Lgr-2 tone 中の島 なかのしま	2.5G 6.2/4.0 L-2 tone 楡 えるむ	5BG 6.0/4.0 L-2 tone 山鳴らし やまならし	6PB 6.0/5.0 L-3 tone ラベンダー らべんだー	5RP 6.0/2.0 Gr-1 tone 藤野 ふしの	5B 6.0/1.5 Lgr-1 tone 郭公 かつこう	PBN6.5
E 20%	10R 5.7/4.0 L-2 tone ミルク金時 みるくきんとき	5YR 5.7/4.0 L-2 tone 鶴夷鴉 えぞりす	2.5Y 5.7/4.0 L-2 tone 馬鈴薯 ばれいしょ	7.5GY 5.7/4.0 L-2 tone 羊ヶ丘 ひつじがおか	10GY 5.0/4.5 Dl-1 tone モエレ沼 もえれぬま	5BG 4.3/4.0 L-2 tone オーロラ おーろら	6PB 5.5/3.0 L-2 tone ラベンダー らべんだー	7.5RP 4.5/2.0 Gr-2 tone 雁金草 かりがねそう	5B 5.0/1.5 Gr-1 tone 郭公 かつこう	PBN5.0
F 10%	7.5R 3.0/8.0 Dp-1 tone ベチカ べちか	5YR 4.0/6.0 Dl-4 tone 鶴夷鹿 えぞしか	7.5YR 4.0/6.0 Dl-4 tone ピア茶 ひあちゃ	5GY 4.0/6.0 Dl-4 tone 藻岩山 もいわやま	10GY 4.0/4.0 Dl-2 tone 三角山 さんかくやま	7.5G 4.0/4.0 Dl-2 tone ポプラ ぽぷら	5PB 4.0/3.5 Dl-2 tone 豊平川 とよひらがわ	7.5RP 2.3/4.0 Dk-1 tone 小豆 あずき	10B 4.0/1.5 Gr-2 tone 石切山 いしきりやま	PBN3.5
G 5%	7.5R 2.3/6.0 Dk-1 tone 煉瓦 れんが	2.5YR 2.3/4.0 Dk-1 tone 生チョコ なまちょこ	10YR 3.3/4.0 Dk-1 tone 団栗 どんぐり	5GY 3.3/4.0 Dk-1 tone 熊笹 くまささ	2.5G 2.3/4.0 Dk-1 tone 芸術の森 げいじゆつのもり	2.5BG 2.3/4.0 Dk-1 tone 鶴夷松 えぞまつ	5PB 2.3/2.5 Dgr tone 藍の里 あいのさと	5RP 2.3/2.5 Dgr tone 鶴夷紫 えぞむらさき	5PB 2.0/1.5 Dgr tone 月無夜 みつどない	N1.5

各色の1行目:マンセル値…色を表す3属性(色相、明度、彩度)を数値化して色を表現したもの *この資料は、印刷のため実際のマンセル値とは異なります。正確には、塗装見本を参考にしてください。

各色の2行目:トーン…明暗、濃淡、派手地味など明度と彩度から生まれる色の調子 *「色彩景観基準」に関する具体的な考え方は、「札幌の景観色70色色彩景観基準運用指針」、「限界色標」を参照して下さい。

手続き

届出手順



※届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合などは、景観法により罰せられることがあります。

必要書類

所定の届出書とともに、次のような書類の提出が必要です。

法に基づく届出行為

行 為	添付図書	
	種 類	備 考
建築物等の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更	付近見取図	
	配 置 図	植栽等の外構を記載すること。
	各階平面図	建築物である場合に限る。
	立 面 図（各面）	各部分の仕上げ及び色彩を明示すること。設備等を明示すること。
	断 面 図	
	完成予想図又はパース	
	現況カラー写真	敷地及び周辺の状態を示すもの
	自己診断カルテ*	
土地の形質の変更	付近見取図	
	平 面 図	敷地等の形状を示すもの
	断 面 図	
	完成予想図又はパース	
	現況カラー写真	敷地及び周辺の状態を示すもの
		自己診断カルテ*
樹木の伐採又は植栽	付近見取図	
	樹木の配置図	樹種及び大きさを示すもの
	完成予想図又はパース	
	現況カラー写真	敷地及び 周辺の状態を示すもの
		自己診断カルテ*

景観条例に基づく届出行為

行 為	添付図書	
	種 類	備 考
建築物等の除却	付近見取図	
	配 置 図	植栽等の外構を記載すること。
	各階平面図	建築物である場合に限る。
	立 面 図（各面）	各部分の仕上げ及び色彩を明示すること。設備等を明示すること。
	断 面 図	
	完成予想図又はパース	
	現況カラー写真	敷地及び周辺の状態を示すもの
	自己診断カルテ*	
広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは移転	付近見取図	
	配 置 図	
	立 面 図	各部分の仕上げ及び色彩を明示すること。
	完成予想図又はパース	
	現況カラー写真	敷地及び周辺の状態を示すもの
	自己診断カルテ*	

※各届出には、景観計画区域の自己診断カルテと景観計画重点区域の地区ごとの自己診断カルテが必要となります。

- 代理者が申請を行う場合は、委任状が必要となります。
- その他良好な景観の形成に影響を及ぼすおそれがある行為については、別途書類が必要となります。
- その他、必要な図書を求める場合があります。
- 提出内容に変更が生じた場合は、変更行為の届出を行ってください。
- 行為の完了後には、行為の完了の手続きを行ってください。

理念

■ 北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる

目標

1. 札幌固有の景観特性と街の成り立ちを尊重し、秩序と調和のある景観づくり
2. 地域の個性が際立ち、多彩な輝きを放つ景観づくり
3. 多様な主体がつながり、持続的に取組みを重ねる景観づくり

基本姿勢

- ア：自然を守り、生かす
- イ：歴史を踏まえ、受け継ぐ
- ウ：札幌の「顔」を創り、磨く
- エ：地域の個性を見だし、伸ばす
- オ：みんなが取り組み、広げる
- カ：行政は率先し、支える

良好な景観の形成に関する方針

景観形成の方針（景観法第8条第3項の規定による「良好な景観の形成に関する方針」）を、全市的視点と地域的視点から示します。景観形成の方針は、取組の内容や場所に応じてそれぞれの方針を重ね合わせて読み解くものとします。

● 全市的視点

「自然」「都市」「人（暮らし）」の3つの観点から示すこととし、このうち「都市」については、これからの都市づくりの基本方針を示す都市計画マスタープランに適合したものとなるよう、都市計画マスタープランの市街地等の区別に整理します。
また、「人（暮らし）」については、歴史の区分の方針を、これまでの都市づくりの経緯を踏まえて整理します。

● 地域的視点

特定の地区の特性を踏まえて、景観計画重点区域や景観まちづくり推進区域等において定めるものとします。

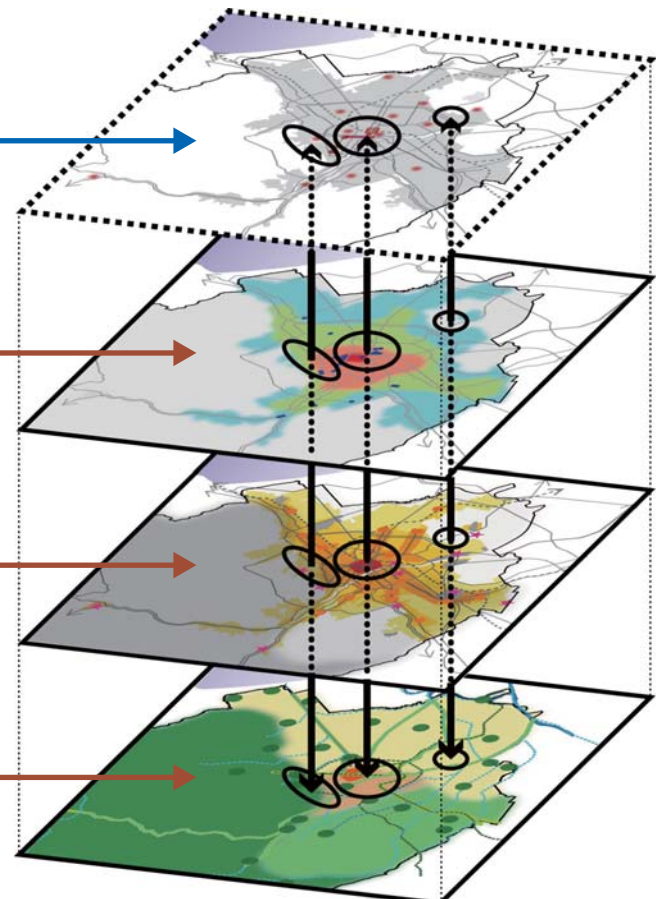
景観形成の方針の構成

地域的視点からの方針

全市的視点からの方針 人（暮らし）

都市

自然

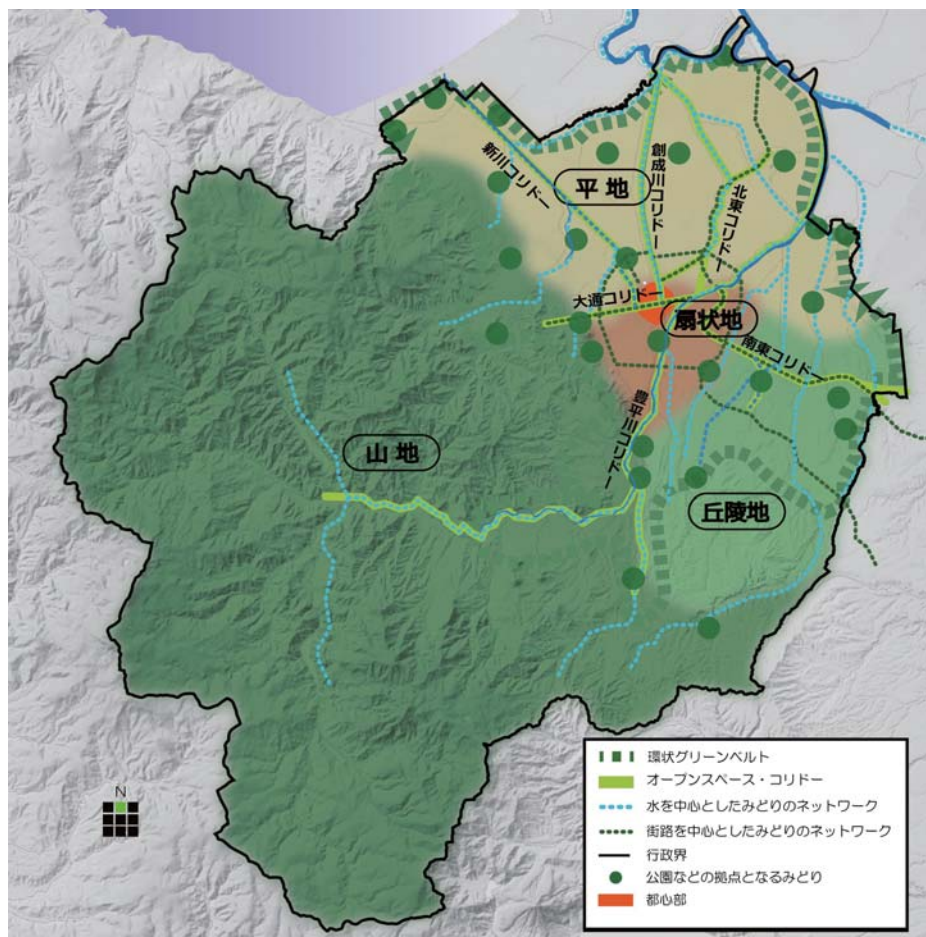


札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針

(1) 自然 ～自然的特性を踏まえた景観形成の方針

【景観形成の方針】

<p>気候等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○四季が明瞭な気候特性を生かし、四季の変化が感じられる景観形成を図ります。 ○特に、雪のある景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪に配慮した景観形成を図ります。
<p>地形 (山地、丘陵地、扇状地、平地)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○札幌の地形が持つ以下の特性を生かした景観形成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・山地：自然と市街地が近接、山並みのスカイライン、ひな壇状の街並み、坂 など ・丘陵地：波状の起伏(坂、崖、崖線の緑等)、山並みや平地への眺望 など ・扇状地：微地形等の札幌の原風景的イメージを想起させる場所 など ・平地：田園風景、防風林、遠景の山並み など ○特に、市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認できる要素であることから、山並みへの眺望に配慮した景観形成を図ります。
<p>水とみどり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○主要な河川や市街地を取り巻くみどりなど、骨格となる水とみどりのネットワークを基軸として重視するとともに、歩行空間や隣り合う敷地間などにおけるきめ細かな水とみどりの連続性も考慮した景観形成を図ります。 ○特徴ある水辺空間や拠点となるみどりを生かした景観形成を図ります。 ○札幌の植生やシンボルとなる樹木などを生かした景観形成を図ります。 ○水とみどりが連続する自然環境を保全するなど、多様な生態系に配慮した景観形成を図ります。特に、雪のある景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪に配慮した景観形成を図ります。



自然特性を踏まえた景観形成の方針 付図

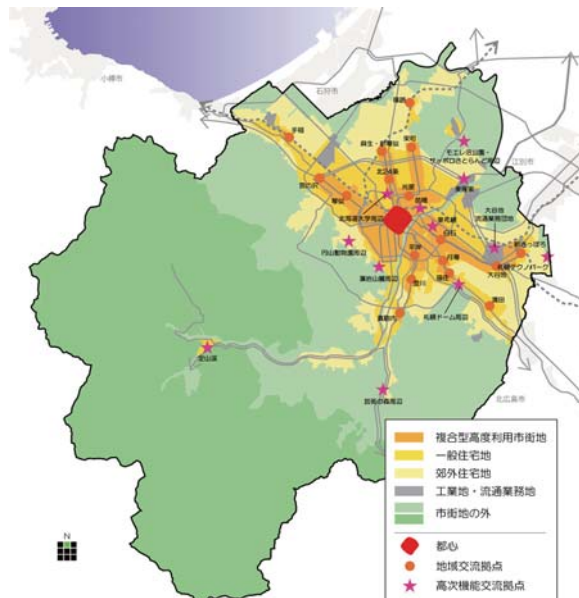
(2) 都市 ～市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針

第2次札幌市都市計画マスタープランの市街地等の区分に基づき、それぞれの特性を踏まえた方針を定めます。

【景観形成の方針】

都心	<p>【世界に向けて都心の魅力を発信する優れた景観形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○骨格軸や交流拠点など*の個性を生かした、風格のある魅力的な景観形成を図ります。 ○人にやさしく快適な、歩いて楽しい空間の創出を重視し、魅力的な景観形成を図ります。
拠点	<p>【各拠点の特性を生かした景観形成】</p> <p>(地域交流拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な機能が集積し、多くの人々が集まる特性を踏まえ、活気が感じられる景観形成を図ります。 ○市民の交流や活動の場となる公共的空間は、その目的や利用形態等を十分考慮してデザインするなど、特に良好な景観形成を図ります。 <p>(高次機能交流拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各拠点の特徴的な機能の魅力が高まる良好な景観形成を図ります。
複合型高度利用市街地	<p>【利便性の高い快適な暮らしを演出する景観形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集合型居住機能や多様な生活利便機能が集積していることを踏まえ、地域性に応じた、秩序と調和のある景観形成を図ります。
一般住宅地	<p>【居住環境の維持・向上に向けた景観形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域特性に応じ、多様な居住機能や生活利便機能が相互に調和する景観形成を図ります。
郊外住宅地	<p>【ゆとりある居住環境を重視した景観形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○閑静でゆとりある居住環境を生かし、地域特性に応じた、愛着のもてる景観形成を図ります。
工業地・流通業務地	<p>【周辺市街地と調和した景観形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緩衝帯となるオープンスペースの確保や緑化の促進など、隣接する周辺市街地と調和した景観形成を図ります。
幹線道路等の沿道	<p>【連続性のある道路景観の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○骨格となる幹線道路等を基軸として重視し、地域特性を踏まえた、連続性のある景観形成を図ります。 ○隣接する周辺市街地と調和した景観形成を図ります。
市街地の外	<p>【市街地を取り囲む自然的特性を重視した景観形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○良好な自然環境や優良な農地の景観の保全を図ります。 ○高次機能交流拠点周辺などで土地利用を行う際は、その特性を踏まえた景観形成を図ります。

※骨格軸や交流拠点など：第2次都心まちづくり計画において位置づけられた都心のまちづくりを実現するための骨格構造

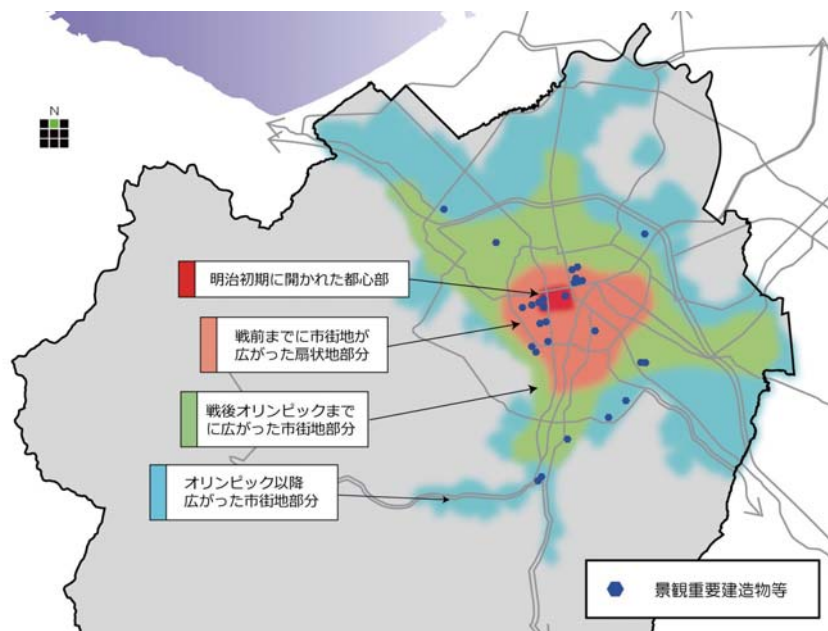


市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針 付図

(3) 人(暮らし) ～歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針

【景観形成の方針】

歴史	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的建築物等に配慮した、魅力的な景観形成を図ります。 ○格子状街路や防風林など、街の成り立ちを尊重した配慮した景観形成を図ります。 ○れんが、札幌軟石などの地域の資源に配慮した質の高い景観形成を図ります。
文化・暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ○深い雪の中で大都市としての生活・文化を育んできたことが札幌の個性の一つであることから、雪のある暮らしの充実に配慮した景観形成を図ります。 ○市内外から多くの人々が訪れる場所では、市民や観光客等が魅力を感じられるよう、その場所の特性を踏まえるとともに、札幌の文化を尊重した景観形成を図ります。 ○住宅地等では、地域ごとの住まい方の違いを踏まえ、地域住民が関わりながら、地域への愛着を高める景観形成を図ります。 ○新築時はもとより、その後も適切な維持管理がなされ、時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります。 ○社会経済状況等の変化により、使用されない建築物や土地等が生じる際は、周辺の町並みや環境を悪化させないように配慮します。



歴史・文化・人(暮らし)の特性を踏まえた景観形成の方針 付図

特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針

○ 景観計画重点区域における景観形成の方針

景観計画区域の内、地区の特性を踏まえ、特に良好な景観の形成を図る必要がある区域を「景観計画重点区域」とします。

「景観計画重点区域」においては、全市的視点からの方針に即し、地区の特性に応じて地区ごとに方針を定めるものとします。

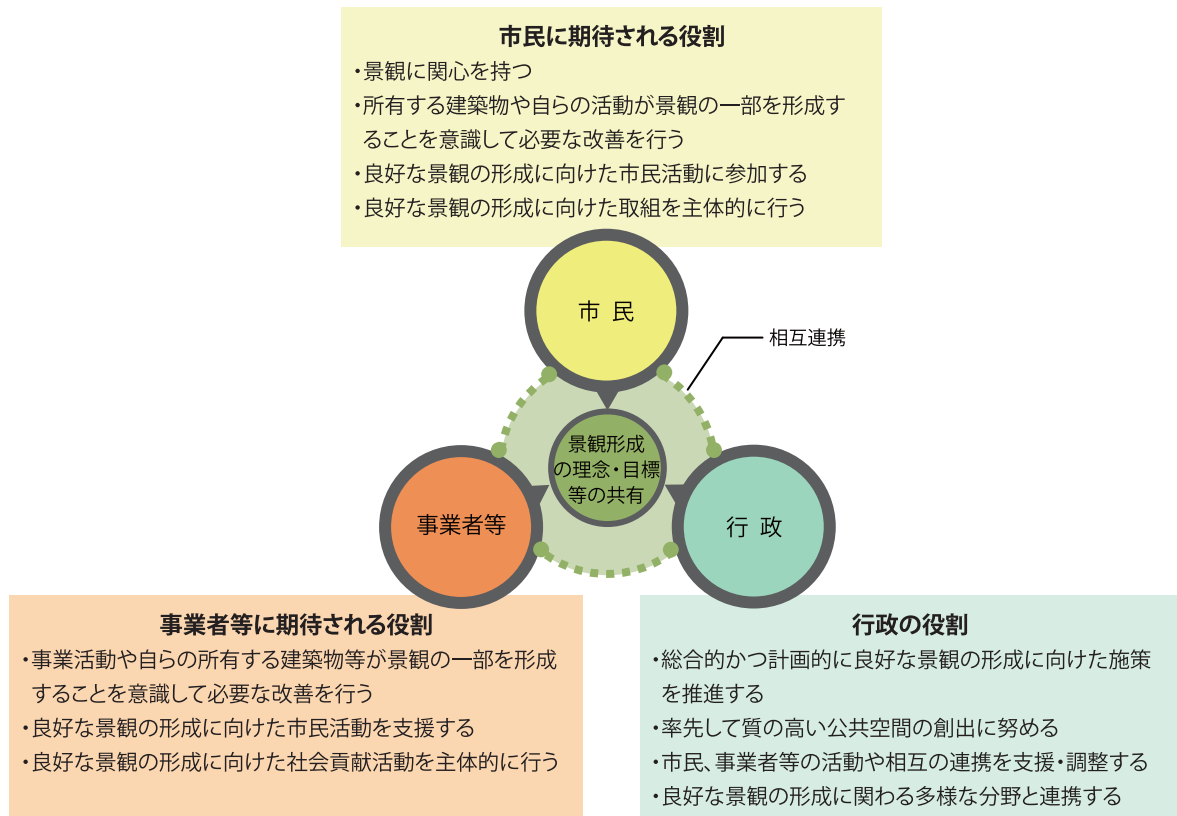
○ 景観まちづくり推進区域等における景観形成の方針[※]

景観まちづくり推進区域など、個別に景観形成に関する方針等を定める地区において、当該方針は全市的視点からの方針に即し、地区の特性に応じて定めるものとします。

※各区域の方針等に関する詳細は、地区ごとの景観まちづくり指針をご参照ください。

計画の推進体制

良好な景観の形成を実現するためには、市民、事業者、行政等が相互に役割を担い合うことが重要です。この計画の推進にあたっては、各主体が理念や目標を共有し、それぞれ以下のような役割を担って相互に連携して取り組んでいきます。



問い合わせ一覧

・ 高度地区に関する事	都市計画部都市計画課	TEL 211-2506
	都市計画部地域計画課	TEL 211-2545
・ 地区計画の認定、特定街区及び都市再生特別地区に関する事	都市計画部地域計画課	TEL 211-2545
・ 環境アセスメント及び建築物環境配慮制度に関する事	環境都市推進部環境管理担当課	TEL 211-2879
	環境都市推進部エコエネルギー推進課	TEL 211-2872
・ 風致地区及び緑保全創出地域の許可申請に関する事	みどりの推進部みどりの管理課	TEL 211-2522
・ 大規模小売店舗に関する事	産業振興部商業・金融支援課	TEL 211-2372
	総務部道路管理課	TEL 211-2452
・ 広告物に関する事	中央区土木部維持管理課	TEL 614-1800
	北区土木部維持管理課	TEL 771-4211
・ 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業制度に関する事	都市計画部事業推進課	TEL 211-2706
・ 開発行為に関する事	市街地整備部宅地課	TEL 211-2512
・ 建築基準法に基づく建築許可及び認定に関する事	建築指導部管理課	TEL 211-2859
・ 福祉のまちづくり条例に基づく建築物の事前協議に関する事	建築指導部建築安全推進課	TEL 211-2867
・ 中高層建築物の建築に関する事	建築指導部建築安全推進課	TEL 211-2867

景観計画重点区域 ー景観法・景観条例に基づく届出制度の解説ー

発行：平成 29 年 5 月

企画・編集：札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課

住所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話 011-211-2545

FAX 011-218-5113

メール keikan@city.sapporo.jp

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan>

札幌の景観色 70 色より：蝦夷延胡索（D-7）使用

